

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので、同条第 6 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 16 年 7 月 5 日

京都市長 梶本頼兼

1 認定年月日及び認定番号

平成 16 年 6 月 29 日付け第 11-007 号

2 一団地の位置

京都市左京区鹿ヶ谷高岸町 1 番地 1 から 1 番地 7 まで、2 番地 1 から 2 番地 3 まで、3 番地 1 から 3 番地 7 まで、6 番地、8 番地、8 番地 1、11 番地 1、11 番地 3 から 11 番地 16 まで、13 番地 1、13 番地 4、14 番地 1、14 番地 3 から 14 番地 5 まで、15 番地 1 から 15 番地 4 まで、16 番地、16 番地 1、17 番地、17 番地 1 から 17 番地 4 まで、18 番地、18 番地 2 から 18 番地 4 まで、19 番地、19 番地 1、20 番地から 23 番地まで、23 番地 1、23 番地 2、24 番地、25 番地、26 番地 1、26 番地 2、27 番地、27 番地 1、27 番地 2、28 番地、28 番地 1、28 番地 2、29 番地 1、29 番地 2、30 番地 1 から 30 番地 8 まで、31 番地 1 から 31 番地 9 まで、32 番地 1 から 32 番地 5 まで、33 番地 1、34 番地 1 から 34 番地 7 まで、36 番地 1 から 36 番地 7 まで、37 番地、37 番地 1 から 37 番地 3 まで、37 番地 5 から 37 番地 20 まで、38 番地、38 番地 2、39 番地 1、39 番地 2、40 番地 1、40 番地 2、41 番地 1、41 番地 2、43 番地、43 番地 1、43

番地 2, 45 番地 1, 45 番地 3, 45 番地 5 まで, 46 番地 1, 46 番地 3, 46 番地 4, 48 番地 1 から 48 番地 3, 49 番地, 49 番地 1, 49 番地 2, 50 番地, 51 番地 1 から 51 番地 4 まで, 53 番地, 54 番地 5, 54 番地 7 から 54 番地 12 まで, 55 番地, 55 番地 1, 56 番地, 57 番地, 57 番地 1 から 57 番地 4 まで, 58 番地, 59 番地, 59 番地 1 から 59 番地 3 まで, 61 番地, 61 番地 2, 61 番地 7 及び 61 番地 12, 同区下宮ノ前町 1 番地 3, 2 番地, 2 番地 1 から 2 番地 4 まで及び 8 番地並びに同区東天王町 26 番地から 28 番地まで

(都市計画局建築指導部指導課)